

議案第61号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げに係る地方公務員法の改正等に伴い、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

第2条第2項第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。